

〔倭訓栞前編三〕いさむ 勇をよみ、新撰字鏡に詢もよめり、率なふと義通へり、諫諍をよめるも勇也と注せり、歌に伊駒山いさむる峯などつゞけるも、駒のいさむる意なり、文選に半漢をよめり、日本紀に制字、万葉集に禁字をよめるも、諫諍と意かよへり、歌に多くよめり、俗に神をいさめるといふも、勇より出たり、

いましむ 戒をよめり、令忌の義なり、勅をよむは、誠勅の義也、警字も同じ、縛をいましむといふは、禁戒の意なり、

〔倭訓栞前編五〕をしふ 教又誨又訓をよめり、人を教ふるは愛惜する情より起れば、はたらかしたる詞成べし、

〔倭訓栞前編十〕さとす 諭をよめり、令悟の意也、日本紀に了もよめり、

〔十六夜日記〕むかしかへのなかよりもとめ出たりけんふみの名をば、今の世の人のこは、夢ばかりも身の上のこと、はたらざりけりなみづくきの岡のくす葉かへすぐもかきおくあとなしかなれども、かひなきものは、おやのいさめなり、

〔太平記十六〕正成首送故郷事

母急ギ走寄テ、正行ガ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ、申シケルハ、○中 角テハ父ガ名ヲ失ヒハテ、君ノ御用ニ合進ラセシ事有ベシ共不覺ト、泣々勇メ留テ、拔タル刀ヲ奪トレバ、○下

〔今川記三〕今川了俊同名仲秋へ制詞條々○中

應永十九年二月日

沙彌了俊○中

是當家の龜鑑なり、誠に萬代不易の庭訓なるべし、○下

誠臣下

〔續日本紀十五〕天平十五年五月癸卯、宴群臣於内裏、皇太子○孝親儻五節、右大臣橘宿禰諸兄奉詔、奏太上天皇○元曰、○中 太上天皇詔報曰、現神御大八洲我子天皇、乃掛母畏伎、天皇朝廷、乃始賜比